

高額納税者公示制度の 廃止論が浮上

国税庁のまとめによりますと、平成16年分の確定申告で所得税額が1000万円を超えた公示対象となる高額納税者は7万5千人強で4年ぶりに増加したことがわかりました。

そこで、今回の公示内容の傾向と今話題となっている公示廃止論について、考えてみたいと思います。

(1) 公示内容の傾向

上位100名の主な所得を分析しますと、約30%が株の売却による株長者でありました。さらに業種別では、引き続き好調の「健康・美容」関係が20%近くを占めて最も多く、これに「パチンコ」関係、「IT」関係、「消費者金融」関係が続いています。

(2) 公示廃止論

平成14年の政府税調の指摘は次のようでした。

「所得税については、昭和58年に高額納税者への顕彰趣旨も兼ねて所得公示方式から税額公示方式に変更されている。同制度については、所期の目的外に利用されている面があるなど個人のプライバシーへの配慮の観点から問題なしとしない。公示制度の存続については、これに代わる制度を含め、今日的視点から検討する必要がある」

おりしも、個人情報保護法も施行され、高額納税者の氏名や住所といった個人情報が公然にさらされることが、公示制度の趣旨とどう整合性がとられるのか、大きな問題として浮上しました。

公示逃れの修正申告等をはじめ投資商品への勧誘や寄付金の催促など犯罪被害に遭うおそれすら出てきています。

現在の税調委員の過半数が廃止論者と報道されていますが、法人税や相続税にもある公示制度との調整問題もあり、今後の税調論議の推移を注意深く見守りたいところです。

【参考】所法233条 申告書の公示

ナマの税務相談室

Q 先生、長女花子が夫の失職により生活費が苦しいとのことで、Gマンションのうち貸事務所を二室ほど贈与し、その家賃で花子夫婦の生活の一部に充ててやりたいのですが…。

A Kさん、それはよいお考えです。それで税の方は相続時精算課税贈与を適用する。

Q そうです。同税金の制度に2500万円の非課税枠がありますね。二つの貸事務所土地付きで2200万円ほどのメドが計算上可能です。

A 長男の太郎さんと共同で計算されたと聞きました。どの事務所が贈与の対象になるのですか。また、貸借期間はどうなっていますか。

Q 家賃25万円のX事務所、家賃30万円のY事務所とともに来年3月末が期限です。因みに、敷金はXが75万円、Yが90万円です。それから固定資産税の評価額を調べたところX

貸事務所を 長女に贈与、現金も

の家屋が250万円、Yの家屋が330万円。底地権ですが、Xが7㎡相当、Yが8㎡相当で、路線価は17年分は据置きと聞きました。

A では、お二人の計算例を拝見して見ましょう。

① 土地 (17年分)

路線価160万円×底地15㎡×貸家建付地相当
(1-0.8×0.3) = 評価額1824万円

② 建物 (固定資産税評価額)

(250万円+330万円) × 貸家倍数0.7 = 406万円

③ 敷金相当現金

X + Y = 165万円

計2395万円

Kさん、路線価はGマンションの位置形状からして調整不要160万円で差し支えありません。①、②、③の計算OK、しかし、申告は必要で戸籍謄本など添付書類も必要です。

Q ハイ、敷金相当の現金をプラスしたので負担付贈与にならないですね。

ナマの税務相談室